

2012年11月29日

消費者庁食品表示課意見募集担当 御中

食のコミュニケーション円卓会議
代表 市川まりこ

新食品表示制度についての意見

食品表示一元化検討会報告書の考え方に添った新制度が制定されることを期待します。

1. 法律レベル

1) 法律の目的

新制度では『消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大』とあります。拡大の文字が加えられたことで、拡大解釈の恐れがあり、「拡大」の削除を求めます。

2) 栄養表示の義務化

栄養表示の義務化を円滑に行うためには、消費者が栄養表示を有効に活用できる環境整備と、事業者が栄養表示を行いやすくする環境整備が重要です。また、全ての加工食品、事業者に表示基準の遵守義務を拡大としていますが、例外規定無くして成り立たない事を踏まえると、現実的な表現にすべきです。

3) 是正措置及び執行体制の整備

監視指導の強化は慎重にすべきです。3つの法律(食品衛生法、JAS法、健康増進法)の一番厳しい法令にあわせて執行体制を安直に統一すべきではありません。

4) 申し出制度の対象の拡大

JAS法では、「表示が適正でないために一般消費者の利益が害されている場合」となっていますが、多様な価値観を持つ一般消費者の、利益の考え方も多様です。その様な中で出される申し出を、誰がどのように判断するのか、透明性の高い公平なルールが必要と考えます。

2. 表示基準レベル

1) 食品表示のルールをシンプルに

法律ごとに定められている表示基準を整理統合するにあたって、ただ単純に統合するのではなく表示基準の内容を見直し、分かりやすいシンプルなルールにすべきです。

2) 義務表示も臆せず点検と検証を

消費者にとってわかりやすい食品表示を実現するために、まず、必要な表示の見つけやすさ、読みやすさが重要です。義務表示であっても、現在において合理性を欠くようなものは無いか、臆せずに点検と検証が必要です。

3. 今後の検討課題について

1) 加工食品の原料原産地表示について

Webアンケートから、本来は安全のための表示では無い加工食品の原料原産地表示が、「安全のため」と間違った認識されているなど、表示制度の主旨が十分に浸透していないことが明らかになっています。

安全性は、フードチェーンの中でそれぞれのところがきちんと担う事で担保されていくものであり、原料原産地でそれを区別すべきではないと考えます。表示の本質が消費者に届いていないこの現状を何とか変えるために、原料原産地表示は、リセットし、一から見直すべきです。

2) その他の個別表示事項について

今後検討が予定されている個別表示事項については新食品表示法制定後慎重に論議を行うべきと考えます。

以上